

【別添】

各種保護増殖事業 10 ヶ年実施計画の実施計画目標

I. アマミノクロウサギ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画目標について

【実施計画目標】（実施計画内では 2. として記載）

外来種、交通事故、開発等の本種の減少要因が除去または緩和され、奄美大島及び徳之島において本種の分布域及び生息数が増加し、平成 36 年 3 月末までに環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類（VU）以下のカテゴリーに掲載されていること、若しくは掲載されていないことを目標とする。

【実施計画目標を達成するために必要な活動内容と成果及び指標】

（実施計画内では 4. として記載）

（１） 生息状況の把握及び生態等に関する知見の集積

目標 1：現在のモニタリングの継続とともに、新たな調査手法を確立することで、より効果的に生息状況、生態、遺伝学的知見等に関する情報が収集・蓄積され、生息個体数等の評価に用いられる。また、生息個体数の減少要因とその程度が明らかになる。

（２） 生息地における生息環境の維持及び改善

目標 2－1：好適生息環境である重要地域が適正な保護管理により維持される。また、特に徳之島においては山岳部周辺の緩衝地域が狭小であるため、それらの拡大等の措置の推進により、本種の分布域及び生息個体数が増加する。また、必要に応じて道路及び耕作地等で分断化された生息地をコリドーにより連結することが検討される。

目標 2－2：外来生物等の減少要因の排除により、本種の生息個体数が増加し、分布域が拡大する。

（３） 飼育下における繁殖等

目標 3：傷病個体の救護体制が構築される。また、野生復帰が困難な個体の飼育体制及び飼育個体を用いた生態・生理・病理学的情報収集、生体展示による普及啓発及び飼育下繁殖の方針について検討が行われる。

（４） 事業を効果的に推進するための方策

目標 4-1：本種の保全のための普及啓発を推進し、ネコ・イヌによる被害、交通事故などの圧迫要因軽減を含む保全への地域住民等の理解が向上する。

目標 4-2：本種の保全対策が効果的に推進されるように関係機関・団体、自治体及び関係者の間の連携が強化される。

目標 4-3：保護増殖検討会にて、毎年実施計画の進捗について報告するとともに、5ヶ年おきに進捗状況を評価し実施計画の見直しを行う。

Ⅱ. アマミヤマシギ保護増殖事業 10 年実施計画目標について

【実施計画目標】（実施計画内では 2. として記載）

外来種、交通事故、開発等の本種の減少要因が除去または緩和され、奄美大島及び徳之島において本種の分布域及び生息数が増加し、平成 36 年 3 月末までに環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれのある種（絶滅危惧種）として掲載されなくなることを目標とする。

【実施計画目標を達成するために必要な活動内容と成果及び指標】

（実施計画内では 4. として記載）

（1）生息状況の把握・モニタリング等

目標 1：現在のモニタリングの継続とともに、新たな調査手法を確立することで、より効果的に生息状況、生態、遺伝学的知見等に関する情報が収集・蓄積され、生息個体数等の評価に用いられる。

（2）生息地における生息環境の維持・改善

目標 2：好適生息環境である重要地域が適正な保護管理により維持される。また、外来生物等の減少要因の排除、緩和措置等の推進により、生息個体数が増加し、分布域が拡大する。

（3）飼育下での繁殖

目標 3：傷病個体の救護体制が構築される。また、野生復帰が困難な個体の飼育体制及び飼育個体を用いた生態・生理・病理学的情報収集及び普及啓発の方針について検討が行われる。

（4）生息地における監視等

目標 4：地域の多様な主体により生息地の見回りが継続的に実施され、情報が共有される。

(5) 普及啓発の推進

目標 5：本種の保全のための普及啓発を推進し、保全への地域住民等の理解が向上する。

(6) 効果的な事業の推進のための連携の確保

目標 6-1：本種の保全対策が効果的に推進されるように関係機関・団体、自治体及び関係者の間の連携が強化される。

目標 6-2：保護増殖検討会にて、毎年実施計画の進捗について報告するとともに、5ヶ年おきに進捗状況を評価し実施計画の見直しを行う。

Ⅲ. オオトラツグミ保護増殖事業 10 年実施計画目標について

【実施計画目標】（実施計画内では 2. として記載）

外来種、交通事故、開発等の本種の減少要因が除去または緩和され、本種の分布域及び生息数が増加し、平成 36 年 3 月末までに環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれのある種（絶滅危惧種）として掲載されなくなることを目標とする。

【実施計画目標を達成するために必要な活動内容と成果及び指標】

（実施計画内では 4. として記載）

(1) 生息状況の把握・モニタリング等

目標 1：現在のモニタリングの継続とともに、新たな調査手法を確立することで、より効果的に生息状況、生態、遺伝学的知見等に関する情報が収集・蓄積され、生息個体数等の評価に用いられる。

(2) 生息地における生息環境の維持・改善

目標 2：好適生息環境である重要地域が適正な保護管理により維持される。また、生息環境に影響を及ぼし得る行為の把握及び制限等により、生息個体数が増加し、分布域が拡大する。

(3) 飼育下での繁殖

目標 3：傷病個体の救護体制が構築される。また、野生復帰が困難な個体の飼育体制及び飼育個体を用いた生態・生理・病理学的情報収集及び普及

啓発の方針について検討が行われる。

(4) 生息地における監視等

目標 4：地域の多様な主体により生息地の見回りが継続的に実施され、
情報が共有される。

(5) 普及啓発の推進

目標 5：本種の保全のための普及啓発を推進し、保全への地域住民等の理解
が向上する。

(6) 効果的な事業の推進のための連携の確保

目標 6-1：本種の保全対策が効果的に推進されるように関係機関・団体、
自治体及び関係者の間の連携が強化される。

目標 6-2：保護増殖検討会にて、毎年実施計画の進捗について報告すると
ともに、5ヶ年おきに進捗状況を評価し実施計画の見直しを行う。